

# 岩見沢市ワークプラザ条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、使用料の改定を行う。

## 第2 改正の内容

施設運営コストの上昇分を施設使用料に転嫁するため、使用料の改定を行う。

## 第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第62号

岩見沢市ワークプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市ワークプラザ条例の一部を改正する条例

岩見沢市ワークプラザ条例（平成19年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

講習室	250円
作業室1	250円
作業室2	140円
研修室1	840円
研修室2	390円

」

を

「

講習室	500円
作業室1	500円
作業室2	280円
研修室1	1,680円
研修室2	780円

」

に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市ワークプラザ条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。